下水道使用料・し尿処理手数料が4月1日から変わります！

下水道は皆さんが衛生的で快適な生活するうえで欠くことのできない施設となりました。また、生活排水をきれいにして水の循環を保つことは、美しい環境を守るために大切なことです。町では下水道事業の安定的な運営のため平成19年度から計画的に下水道使用料の見直しを行い、下水道使用料で汚水処理費のうちの維持管理費を賄うこととしています。前回改定から5年目を迎え、昨年、上下水道運営審議会から答申を受け、12月定例町議会で使用料金を改定する条例案が可決されました。新しい基本料金は平成24年4月分から対象となり、超過料金は4月検針分から適用になります。

なぜ、料金を改定するのですか？

受益と負担の原則と、下水道事業に対する一般会計からの補てんを軽減します。

下水道事業では、汚水を処理するための費用は、使用料で賄うことが大原則です。汚水を処理するための費用とは、下水道管理センターや汚水管の維持管理費用である汚水処理費と、資本費といわれる施設の建設工事などのために借りた借入金の元利償還金です。平成22年度のこれらの費用は約2億8256万円で、本来ならばこれ全部を使用料で賄うことが理想です。

しかし、平成22年度の下水道の使用料収入は約5914万円ですので、実際に使用料で賄おうとした場合、今の何倍にもしなければなりません。そこで現在は、使用料で不足する分は一般会計からの繰入金により補っているのが実状です。

前回答申を踏襲しながら使用料等を検討

一般会計からの繰入金は税金ですから、下水道に多くの繰入金を投入することは受益と負担の原則から外れることにもなります。

こうした状況に一つの方向性を出したのが、平成18年度に上下水道運営審議会が出した答申でした。厳しい財政事情の中、自主・自立まちづくり検討会議の提言を踏まえて審議された結果、一般会計からの繰り入れに頼る下水道事業については汚水処理費を使用料で賄うことを原則としながらも、住民負担が大きくなることから、汚水処理費のうちの維持管理経費を使用料で賄うことが望ましいとしました。そして全額を賄うという目標の達成を10年後とし、5年ごとに使用料を見直すとしたものでした。

今年はその5年後に当たることから、昨年、料金の改定について上下水道運営審議会に諮問を行い、議会の議決を得たものです。

今回の改定により、使用料が維持管理費に占める割合は約80％から88％になります。

下水道の基本料金は140円（8.4％）の引上げ

新しい使用料の内容は次のとおりです。

【下水道使用料】

一般の汚水については、基本料金が140円の値上げで、1800円となります。率では8.4％の改定となります。

超過料金については1立方メートル当たり160円が180円（20円の増）になります。率では12・5％の改定となります。

今回の改定では、基本料金の改定率より超過料金の改定率の方が、大きくなっています。これは、基本水量以内の少量利用者へ配慮したものです。

農業集落排水事業（達美、活汲地区の下水道）の料金は、下水道料金と同額です。

【個別排水使用料】

基本料金は据え置き、人槽別料金を引き上げます。金額は、合併浄化槽ごとに、下の個別排水処理施設の新旧料金の比較の使用料比較の欄の額のとおりです。引き上げ率は、合併浄化槽の大きさにより変わります。

【し尿処理手数料】

10リットル当たり100円から130円へ、30％引き上げます。し尿処理手数料が、収集・処理費用に占める割合は約5割です。

使用水量別の料金比較（円）

使用水量	改定前	改定後
10㎥	1，660	1，800
12㎥	1，980	2，160
14㎥	2，300	2，520
16㎥	2，620	2，880
18㎥	2，940	3，240
20㎥	3，260	3，600
25㎥	4，060	4，500

※　料金の計算方法
（12㎥の場合）
基本料金　超過水量　超過料金　下水道使用料
新　1，800円＋（2㎥　×　180円）＝2，160円
旧　1，660円＋（2㎥　×　160円）＝1，980円

下水道使用料の改定による新旧料金の比較

平成24年４月１日から適用

区分	改定前料金			改定後料金		
	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	1㎥当たり	基本水量	料金	1㎥当たり
一般の汚水	10㎥	1，660円	160円	10㎥	1，800円	180円
公衆浴場の汚水	1㎥につき　46円			1㎥につき　50円		

個別排水処理施設（合併浄化槽）の使用料改定による新旧料金の比較

平成24年４月１日から適用

区分	改定前料金（円）			改定後料金（円）			使用料比較
	基本料金	人槽別料金	合計使用料	基本料金	人槽別料金	合計使用料	
5人槽	2，000	400	2，400	2，000	700	2，700	300円増
6人槽	2，000	480	2，480	2，000	840	2，840	360円増
7人槽	2，000	560	2，560	2，000	980	2，980	420円増
8人槽	2，000	640	2，640	2，000	1，120	3，120	480円増
10人槽	2，000	800	2，800	2，000	1，400	3，400	600円増
13人槽	2，000	1，040	3，040	2，000	1，820	3，820	780円増
14人槽	2，000	1，120	3，120	2，000	1，960	3，960	840円増
15人槽	2，000	1，200	3，200	2，000	2，100	4，100	900円増
16人槽	2，000	1，280	3，280	2，000	2，240	4，240	960円増
18人槽	2，000	1，440	3，440	2，000	2，520	4，520	1，080円増
21人槽	2，000	1，680	3，680	2，000	2，940	4，940	1，260円増

※30人槽＝町営住宅本岐第２団地にお住まいの方は、使用者で按分することにより2,200円（月額）となります。

料金改定の問い合わせ先　（代表電話76－2151）
○下水道使用料　　役場上下水道担当（内線253・254番）
○し尿処理手数料　　役場生活環境担当（内線215番）

し尿処理手数料の新旧比較

平成24年４月１日から適用

改定前	改定後
10ℓにつき100円	10ℓにつき130円